

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（防衛省）

制 度 名	日豪 ACSA（仮称）による物品又は役務の提供・受領に関する非課税措置の創設			
税 目	消費税			
要 望 の 内 容	<p>日豪 ACSA（仮称）とは、共同訓練、PKO、人道的な国際救援活動などを実施している自衛隊と豪軍の間で、一方が物品・役務の提供を要請した場合に、他方がその物品・役務を提供できる枠組み。</p> <p>現時点で、平成 22 年度中に日豪間で ACSA を実施することが固まっているわけではないが、実施する可能性はあり得る。仮に実施する場合には、ACSA に基づく物品又は役務の提供・受領に関し、消費税の課税対象となる可能性があり、これについて非課税の措置をとることが必要。</p> <table border="1" data-bbox="1015 846 1482 936"> <tr> <td data-bbox="1015 846 1222 936">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 846 1482 936">0. 0 1 百万円</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	0. 0 1 百万円
減収見込額 （平年度）	0. 0 1 百万円			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>部隊が活動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが原則。他方、現場で緊急のニーズが生じた場合、同様の活動を行う自衛隊と豪軍の間で ACSA に基づき現場で必要な物品・役務を相互に融通することができれば、運用の弾力性・柔軟性を向上させることができ、PKO、人道支援、災害救援などをより一層効果的に行うことが可能となる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>一般に、ACSA に基づく国際的な物品・役務のやりとりにあたっては、消費税は課税されないのが通例であり、豪州側も非課税を要望。</p> <p>なお、日本が非課税措置をとらない場合には相互性の観点から豪州側もとらないこととなるため、日本も豪州側に消費税を支払わなければならない可能性大。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>ACSA に基づく国際的な物品・役務のやりとりにあたっては、消費税は課税されないのが通例であり、こうした国際慣行を踏まえれば、日豪間においても、他国と同様、非課税となるよう措置し、国際的な均衡を確保する必要がある。</p> <p>また、仮に、非課税とならず相互に消費税を支払うこととなった場合、双方が国際的な通例と異なる特別のフォーマットを作成して対応せざるを得なくなり、業務の効率性を阻害するおそれがある。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	—
	政策の達成目標	自衛隊と豪軍との間で ACSA に基づき現場で必要な物品、役務を相互に融通させ、運用の弾力性、柔軟性を向上させることができ、PKO、人道支援、災害救援などをより一層効果的に行うことが可能となること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—